

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年10月3日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

カード型障害者手帳発行用プリンタ等一式

詳細は仕様書のとおり

(2) 契約期間

令和8年1月1日～令和12年12月31日（60ヶ月）

(3) 納入期限及び納入場所

令和7年12月25日（木）までに本県が指定する場所へ納入し、令和8年1月1日より利用可能な状態とすること。

(4) 入札方法

本件入札は一般競争入札により行う。

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部障害福祉課（大分県庁舎別館1階）

TEL 097-506-2723 FAX 097-506-1740

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に、令和7年10月29日（水）17時まで入札説明書及び仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

4 電子入札システムの利用

本案件は電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。

また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

5 入札参加条件

この賃貸借契約については、以下に掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。
- (4) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) 上記(4)の入札参加申請の添付資料として、納入しようとする物件の機能等証明書を令和7年

- 10月24日（金）17時までに提出し、審査・承認を受けた者であること。
- (6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。
- (8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる入札参加申込期限

令和7年10月24日（金）17時まで

8 電子入札システムによる入札金額の入力期間

自 令和7年10月27日（月）10時
至 令和7年10月29日（水）17時

9 電子入札システムによる開札

令和7年10月30日（木）10時

10 再入札

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除とする。

12 契約保証金に関する事項

見積金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付する。

ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- （1）保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 1 号）。
- （2）過去 2 年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 3 号）。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定方法

- （1）有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじによる落札者決定を行う。
- （3）再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとする。